

風評被害の現状とその払拭に向けた取組 (風評関連資料集 詳細版)

復興庁では、復興の現状に関する国内外への正確な情報発信に取り組んでいます。

その際に活用できるよう、風評被害のもととなる様々な事象について、正確な現状や我が国の取組を、国内外の皆さまに分かりやすくご理解いただくための資料集(現時点版)を作成いたしました。

1. 空間線量の推移と環境の改善
2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組
3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組
4. 観光復興に関する取組
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

1. 空間線量の推移と環境の改善

・空間線量率の推移	4
・12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し	5
・福島県内の空間線量率の現状①	6
・福島県内の空間線量率の現状②	7
・＜参考1＞放射線の健康への影響	8
・＜参考2＞身の回りの放射線	9
・福島復興・再生 避難指示区域の状況①	10
・福島復興・再生 避難指示区域の状況②	11
・避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況	12

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

・科学的根拠により設定された世界で最も厳しい レベルの基準値の採用	14
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組①	15
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組②	16
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組③	17
・＜参考＞福島県における海産物の調査結果	18
・福島県の海産物に関する自主検査	19
・出荷制限解除までの流れ	20
・食品についての風評被害の現状	21
・福島産の農林水産業の状況	22
・被災地産品の販路拡大等	23

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

・諸外国・地域の輸入規制(現状)	25
・福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への 働きかけ	26

4. 観光復興に関する取組

・観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数	28
・海外からの来訪客	29
・福島県教育旅行入込数推移	30
・観光復興に向けた取組	31
・福島県における観光関連復興支援事業	32
・東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業	33

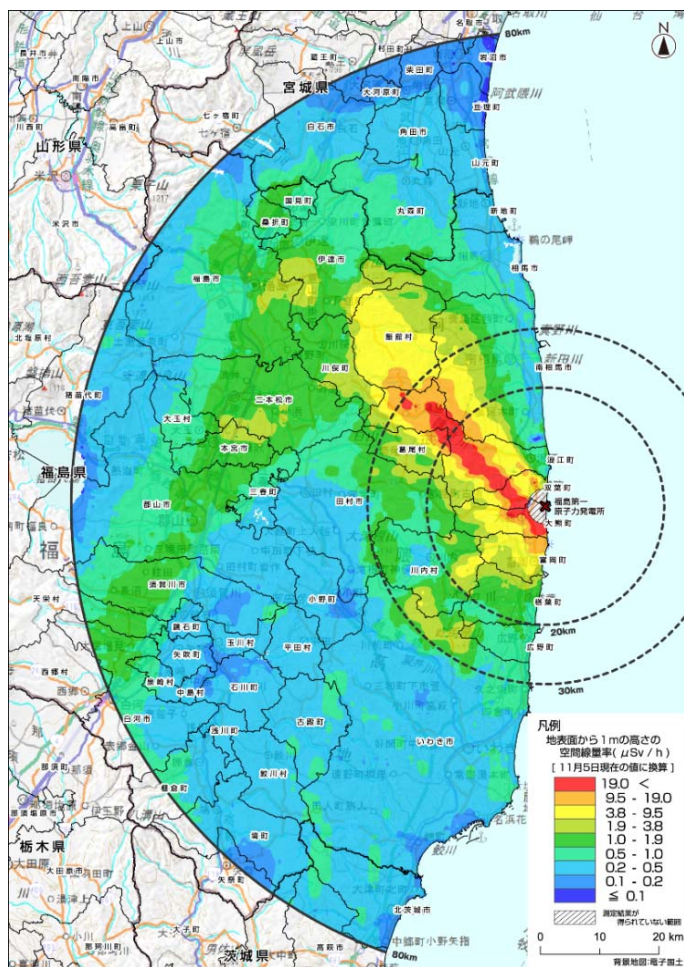
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

・汚染水対策の進捗と今後の見通し	35
・福島第一原子力発電所 1～4号機の現状について	36
・燃料デブリ取り出しに向けた炉内状況の把握について	37
・福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況	38
・福島第一原発エリア内の環境の改善	39

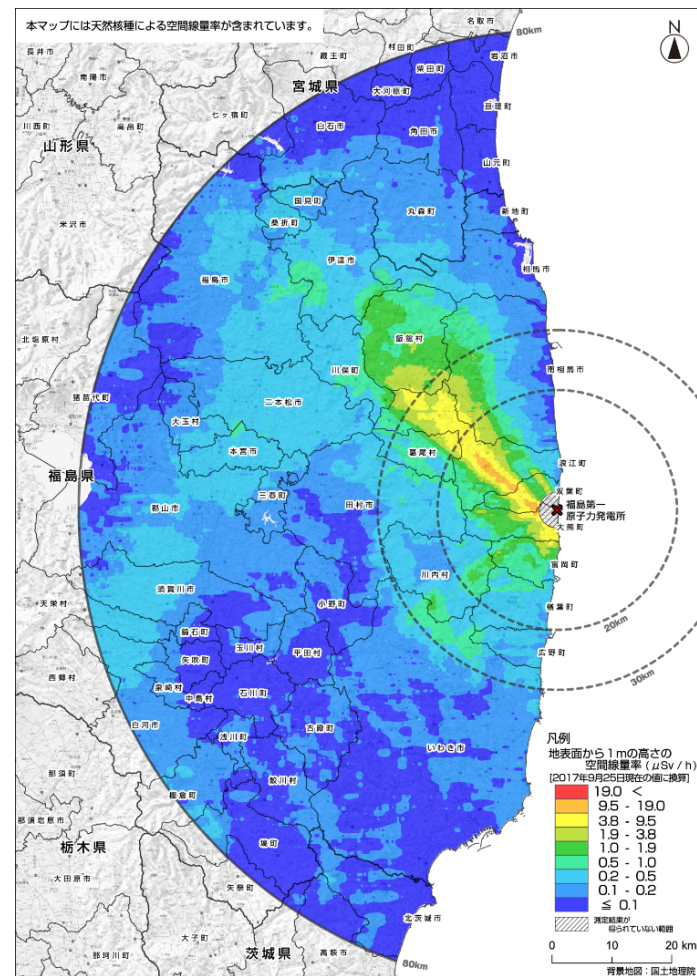
1. 空間線量の推移と環境の改善

空間線量率の推移

- 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、平成23年11月比で約74%＊減少。



平成23年11月時点



平成29年9月時点

出典: 原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

＊本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したものである。
他の比較手法を用いた場合、減少率は異なる可能性がある。

最新のデータはこちら

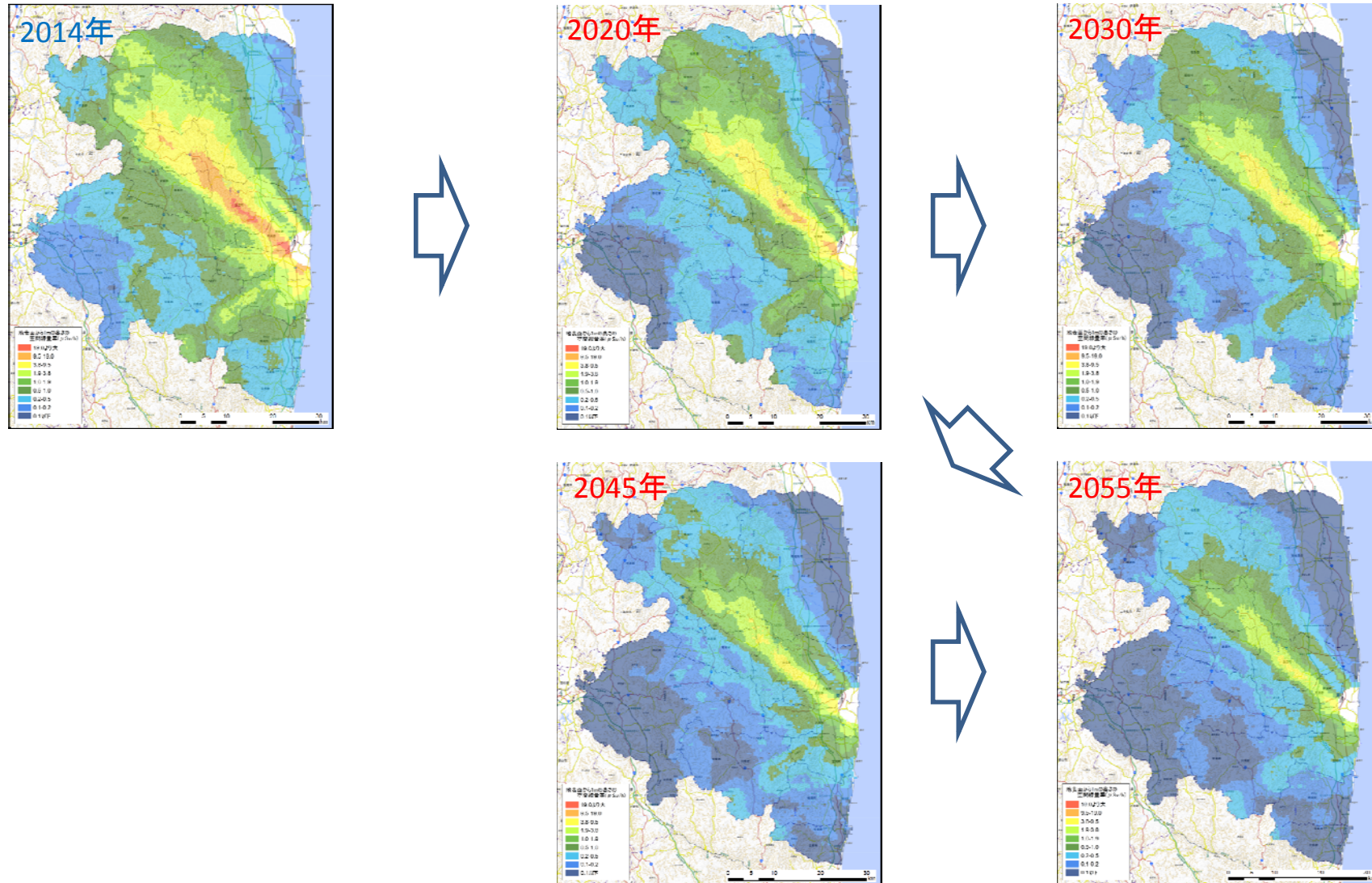
放射線モニタリング情報

検索

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し（参考試算）

- 12市町村全体（＝約2,000km²）では、3.8 μ Sv/h（※年間被ばく線量に換算すると20mSv）超の地域の面積は、平成26年の12%程度から、今後の物理減衰だけでも、30～40年後には約1%以下に縮小する見通し。



※本見通しは、様々な仮定を置いた上での推計であるため誤差の発生が避けられない等の要因から、将来を正確に見通すことは困難であるが、1つの参考試算として示すもの。

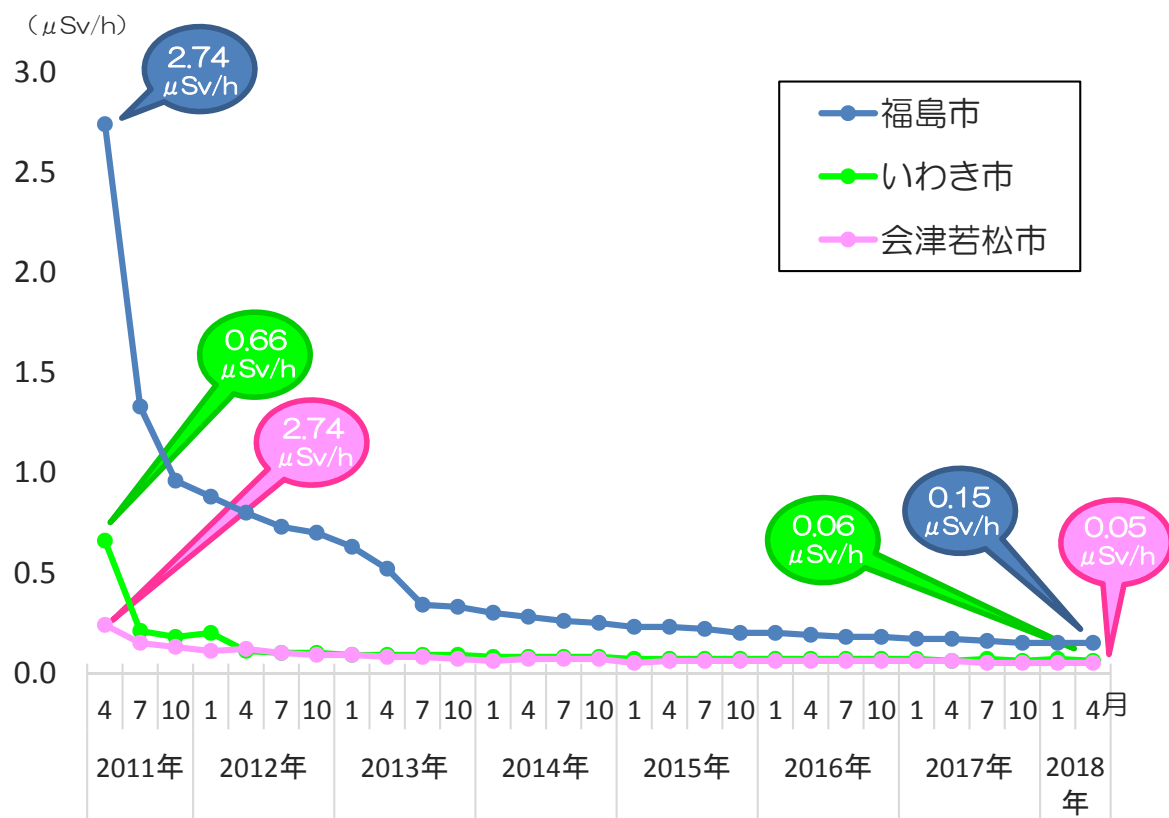
出典：復興庁 福島12市町村の将来像に関する
有識者検討会提言参考資料より抜粋

福島県内の空間線量率の現状 ①空間線量率の推移と測定体制

- 福島県内の空間線量率は、平成23年4月に比べ減少してきている。
また、リアルタイム・24時間体制での計測を実施している。

● 放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。

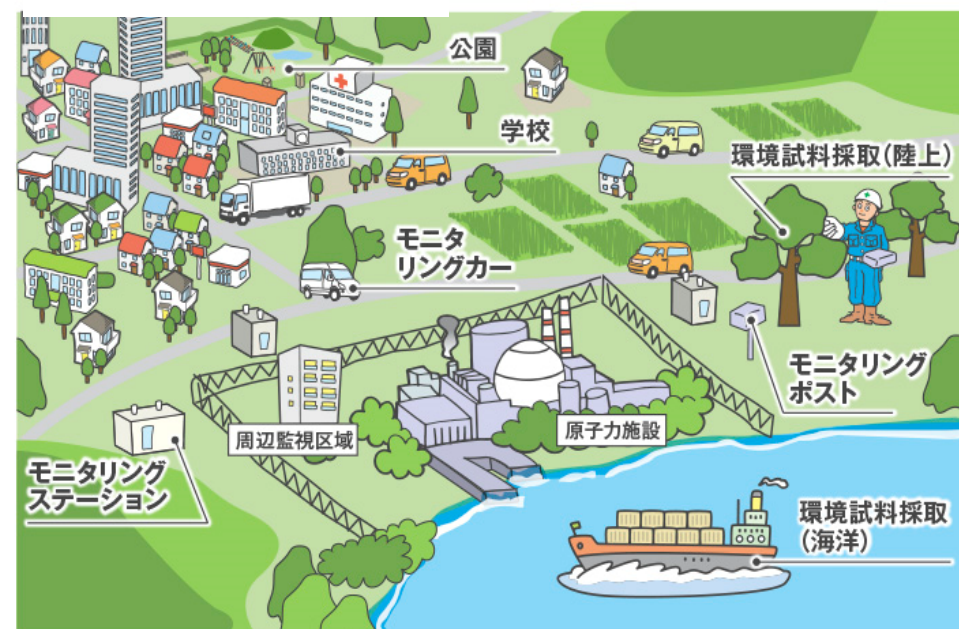


出典：福島県放射能測定マップより復興庁作成

● 放射線測定体制

福島県内では、学校、公園などの公共施設に3,096台（※）のリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の空間線量測定を実施しています。また、可搬型及び固定型モニタリングポスト632台（※）を福島県全域（発電所周辺も含む）に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。

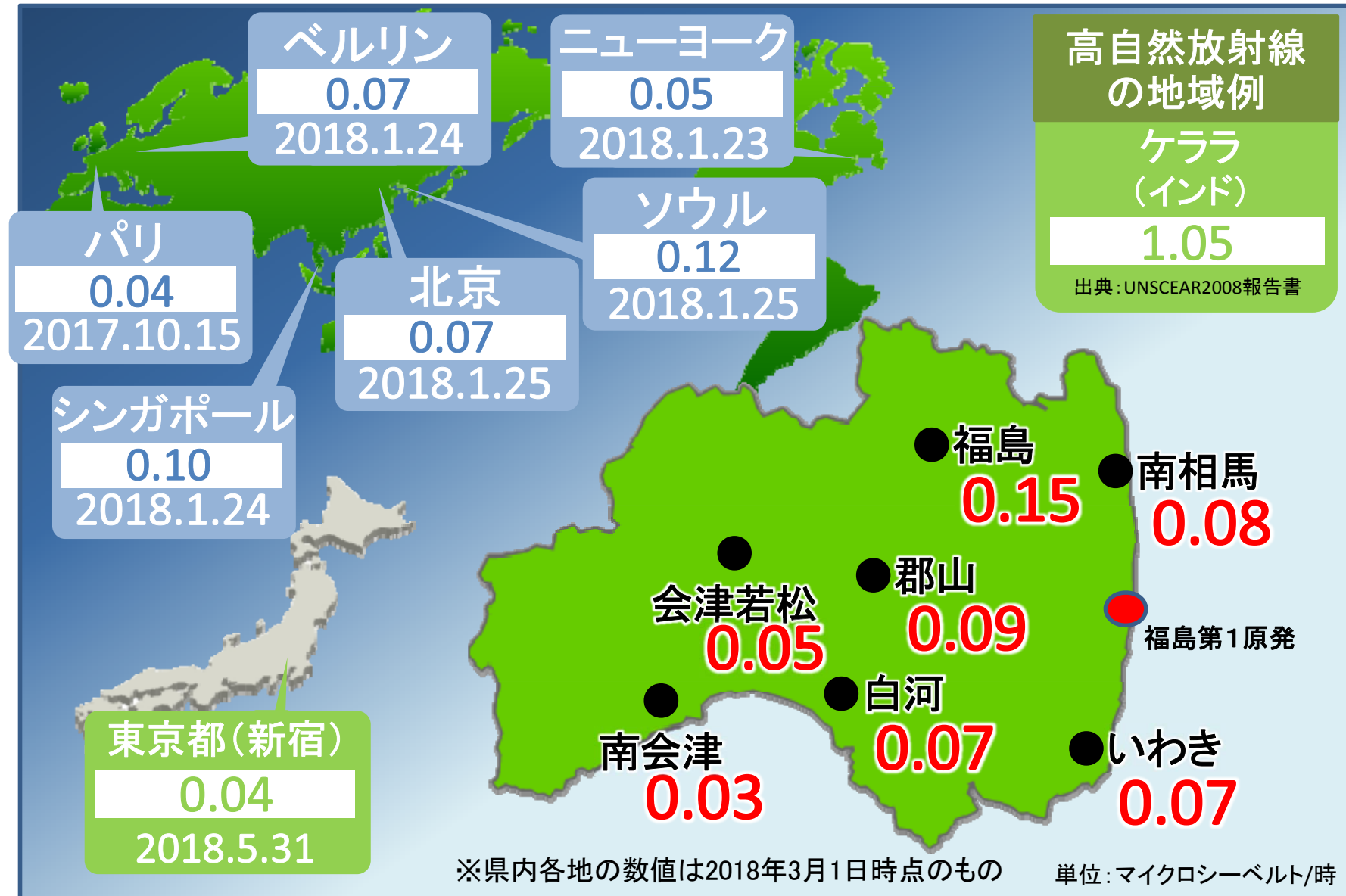
※ 平成30年3月末時点



出典：福島県教育旅行パンフレット等より復興庁作成

福島県内の空間線量率の現状 ②世界との比較

○ 福島県内の空間線量率は、海外主要都市とほぼ同水準。



出典: 「ふくしま復興のあゆみ(第22版)」、原子力規制委員会放射線モニタリング情報、「放射線リスクに関する基礎的情報」並びに日本政府観光局、アメリカ合衆国環境保護庁及びフランス放射線防護原子力安全研究所資料を基に復興庁作成

放射線の健康への影響

<放射線と生活習慣によってがんになるリスク>

放射線の線量 [ミリシーベルト/短時間1回]	がんの相対リスク* [倍]	生活習慣因子
1000 – 2000	1.8 【1,000mSv当たり 1.5倍と推計】	喫煙者 大量飲酒（毎日3合以上）
500 – 1000	1.4	大量飲酒（毎日2合以上）
200 – 500	1.19	肥満（BMI $\geq$ 30） やせ（BMI<19） 運動不足 高塩分食品
100 – 200	1.08	野菜不足 受動喫煙（非喫煙女性）
100 未満	検出困難	

※放射線の発がんリスクは広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ（固形がんのみ）であり、
長期にわたる被ばくの影響を観察したものではありません。

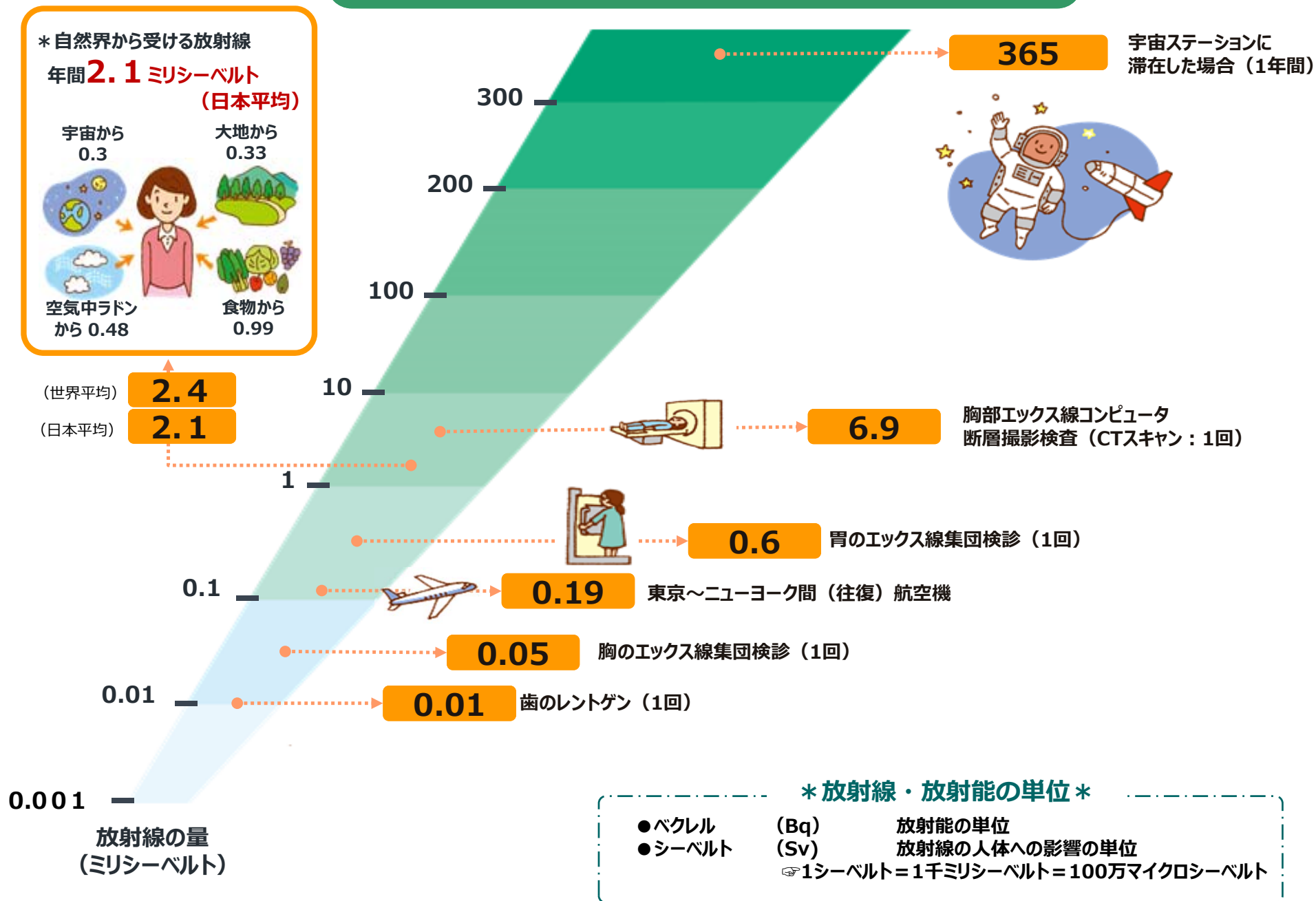
※相対リスクとは、被ばくしていない人を1としたとき、被ばくした人のがんリスクが何倍になるかを表す値です。

<参考2>

身の回りの放射線

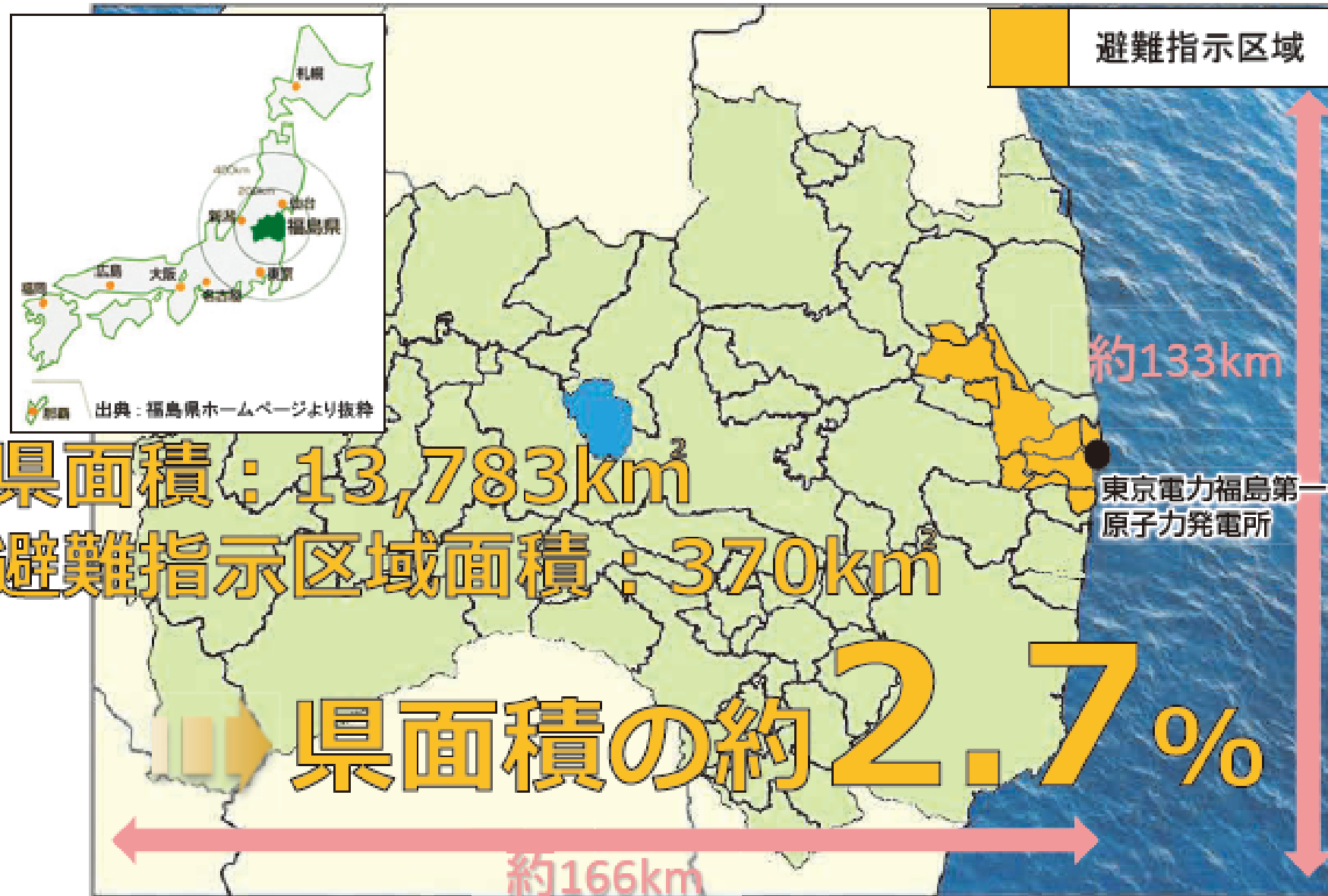
出典: 廃炉・汚染水対策福島評議会事務局(平成27年3月)

放射線を受ける量の比較



福島県の復興・再生 避難指示区域の状況①

- 福島県の避難指示区域は県全体面積の2.7%。
- 県全体面積の97.3%では通常の生活が可能。



- ・ 県面積：13,783km²
- ・ 避難指示区域面積：370km²

福島復興・再生 避難指示区域の状況②

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、平成29年4月1日までに、田村市、檜葉町、川内村、葛尾村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町で避難指示を解除。

避難指示区域の解除

田村市(都路地区):避難指示の解除(平成26年4月1日)
 檜葉町:全町避難した町として初めて避難指示を解除(平成27年9月5日)
 葛尾村:避難指示の一部解除(平成28年6月12日)
 川内村(東部):避難指示の解除(平成26年10月1日、平成28年6月14日)
 南相馬市:避難指示の一部解除(平成28年7月12日)
 飯舘村:避難指示の一部解除(平成29年3月31日)
 川俣町:避難指示の解除(平成29年3月31日)
 浪江町:避難指示の一部解除(平成29年3月31日)
 富岡町:避難指示の一部解除(平成29年4月1日)

参考

避難指示解除準備区域:

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認(平成24年3月当時の当該線量を基に確認)された地域。

居住制限区域:

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認(平成24年3月時点の当該線量を基に確認)され、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き非難の継続を求める地域。

歸還困難區域：

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。

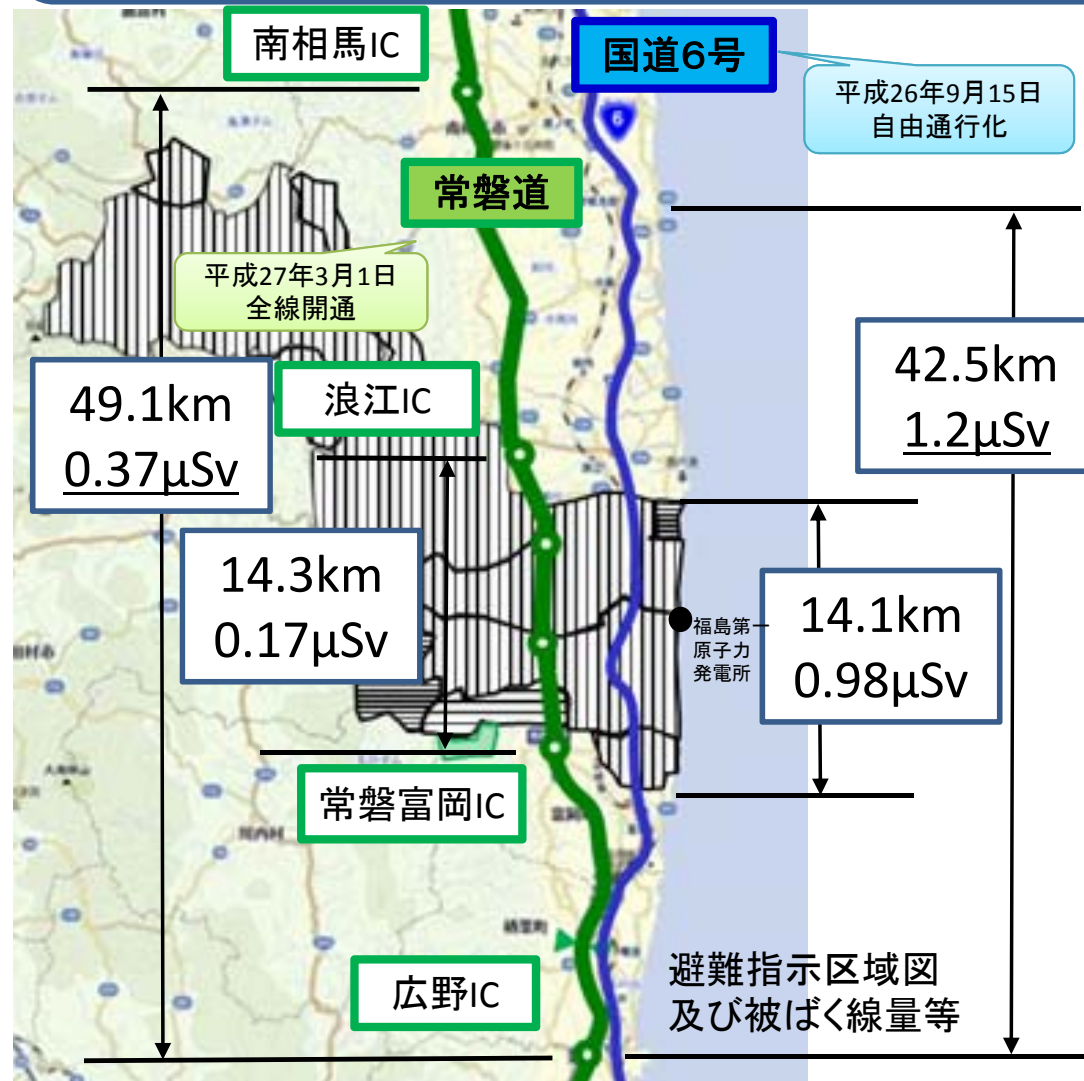
避難指示区域の概念図



出典：復興の現状と最近の取組を基に復興庁作成

避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況

- 平成26年9月に国道6号が、平成27年3月に常磐自動車道が、それぞれ全線で通行可。また、JR常磐線は、2019年度末までの全線開通を目指す。
- 1日あたりの平均交通量は、国道6号で約1万6千台、常磐自動車道で約1万台。
- 国道6号の避難指示区域を通過した際の被ばく線量は、胸部X線集団検診の被ばく線量の約50分の1。



● 国道6号の避難指示区域を時速40kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり1.2マイクロシーベルト (μ Sv)。

胸部X線集団検診の被ばく線量(1回あたり60 μ Sv)の約50分の1

● 常磐道の広野ICから南相馬ICを時速70kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.37 μ Sv。

● 国道6号及び常磐自動車道の帰還困難区域等において、トラック及び積荷を用いて、放射性物質の付着を実測したところ、1回通行時のトラック本体や積荷の表面などの汚染度合は、いずれも検出限界値を下回った。

国道6号及び常磐自動車道の交通状況 (期間中の日平均)

国道6号	H27.3/2～9/1	常磐自動車道	H27.3/2～9/1
	16,000台/日	南相馬－浪江(H26.12開通)	8,300台/日
		浪江－常磐富岡(H27.3開通)	8,700台/日
		常磐富岡－広野	9,500台/日

-四角内の数値-

上段: 区間距離

下段: 運転手等の被ばく線量

(国道6号は40km/h、常磐道は70km/hで走行した場合)

帰還困難区域
 居住制限区域
 避難指示解除準備区域

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値の採用

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。

(単位: Bq/kg)

日本 食品衛生法の 基準値		EU Council Regulation (Euratom) 2016/52		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods – Levels of Concern		コーデックス CODEX STAN 193-1995	
飲料水	10	飲料水	1,000	食品	1,200	乳児用食品 一般食品	1,000 1,000
牛 乳	50	乳製品	1,000				
乳児用食品	50	乳児用食品	400				
一般食品	100	一般食品	1,250				

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

※コーデックス: 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的とし、国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設立された国際的な政府間機関。国際食品規格(コーデックス規格)の策定等を行っている。(加盟国: 188か国及びEU(2018年6月現在))

福島県の食品の安全・安心に向けた取組①

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。
- 農地の反転耕やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。

福島県における食品検査体制（平成26年2月28日現在）

食品の放射性セシウムの基準値

単位：Bq/kg

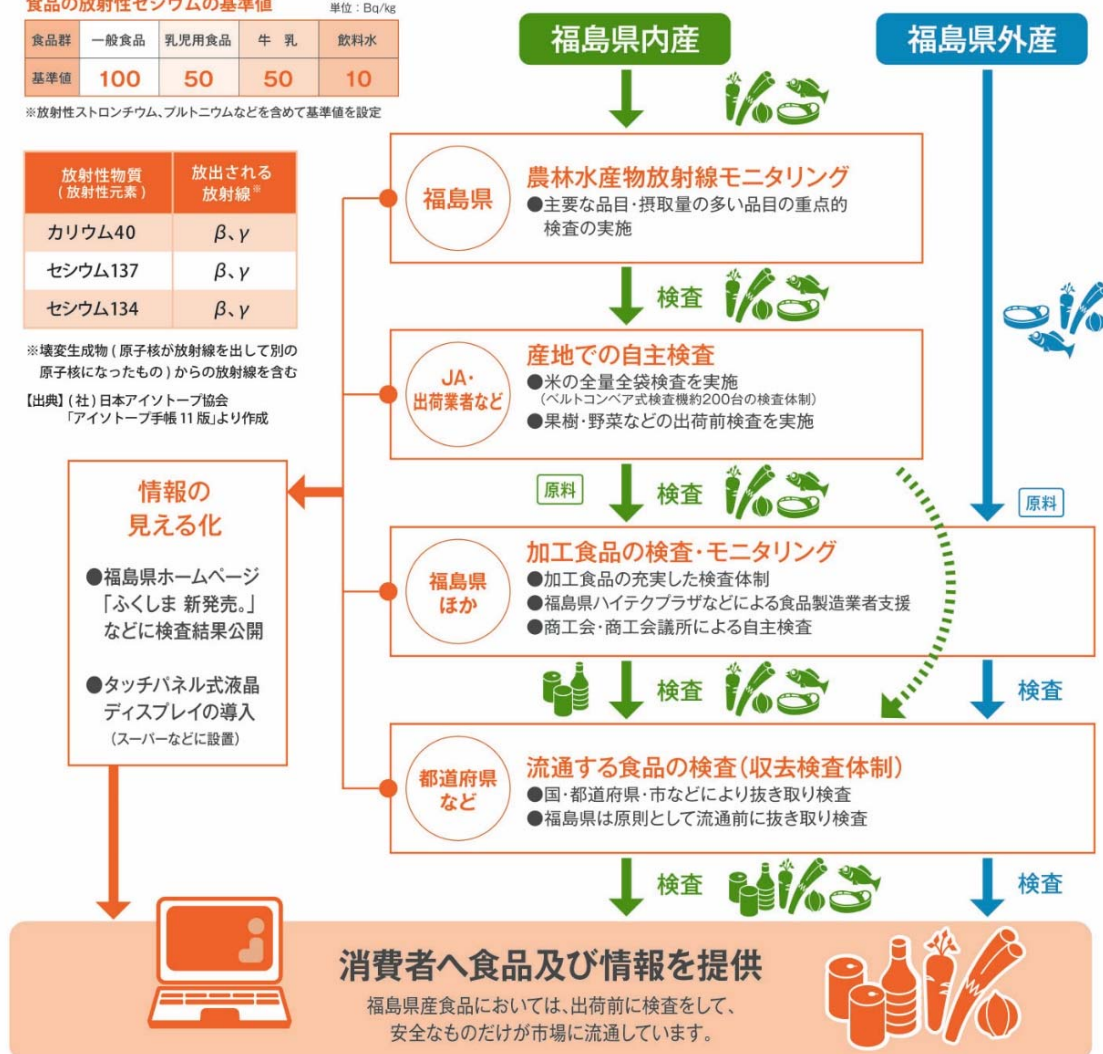
食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

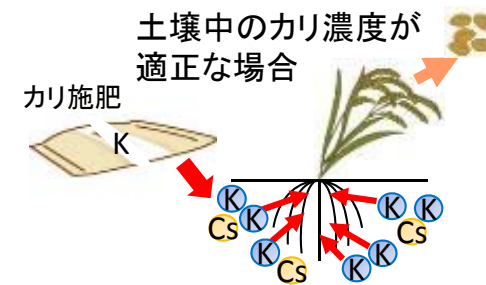
放射性物質 (放射性元素)	放出される 放射線 [※]
カリウム40	β、γ
セシウム137	β、γ
セシウム134	β、γ

※壊変生成物（原子核が放射線を出して別の原子核になったもの）からの放射線を含む

【出典】(社)日本アイソトープ協会
「アイソトープ手帳 11 版」より作成



カリ施肥による稲の吸収抑制対策



放射性セシウムの吸収は抑制される

出典：農林水産省、風評TF資料

福島県では、食品中の放射性セシウムの基準値である「食品1kgあたり100Bq（一般食品）」に基づいて生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階において検査を行っています。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組②

- 農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
- 震災直後に比べ、近年は基準値（100Bq/kg）を超えるものはほとんどない。
- 米は2015年産米以降、海産魚介類は2015年4月以降、基準値超過はゼロ。
- 超過が確認された場合、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

農林水産物のモニタリング検査等の状況

（2017年4月1日～2018年2月28日）

※「玄米」のみ、2017年8月22日～2018年2月28日

種別	検査数	基準値超過数	超過数割合
 玄米(2017年産)	約989万点	0点	0.00%
 畜産物	3,814件	0件	0.00%
 栽培山菜・きのこ	1,066件	0件	0.00%
 海産魚介類	7,680件	0件	0.00%
 内水面養殖魚	68件	0件	0.00%
 野菜・果実※	2,830件	0件	0.00%
 野生山菜・きのこ	836件	1件	0.12%
 河川・湖沼の魚類	677件	8件	1.18%

※ 果実のうち特定ほ場のクリを除く。

基準値
超過なし

▶ 安全に出荷

▶ 引き続き解除に向け
調査

基準値超過品目は、
廃棄・回収され、地域的な広がり
が確認された場合には、
その産地ごとに出荷制限

出荷制限解除の流れ

徹底した
モニタリング
検査

原則、1か月以内の
検査結果が全て
基準値以内

出荷制限
解除

最新のデータはこちら

ふくしま新発売

検索

<http://www.new-fukushima.jp/>

（地域や作物などから最新の情報を検索可能）

福島県の食品の安全・安心に向けた取組③

- 特に米は、平成24年から世界初の取組として、全ての米袋について放射性物質検査を実施。
- 平成27年産米以降は、基準値(100Bq/kg)を超過したものはゼロ。



IAEAによるモニタリング等への評価 (IAEA報告書(平成28年10月)より抜粋)

- ・ 食品中のセシウムの測定、適切な規制措置及びモニタリング結果の公表は、食料供給の安全性に対する信頼を維持する上で助けとなっている。
- ・ 食品規制は、食品のサンプル抽出・モニタリング結果に対応し、必要な更新・改正がされ続けている。これは、日本政府による継続的警戒と、消費者や貿易の保護に対するコミットメントを示すものである。
- ・ IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、食料供給網は関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

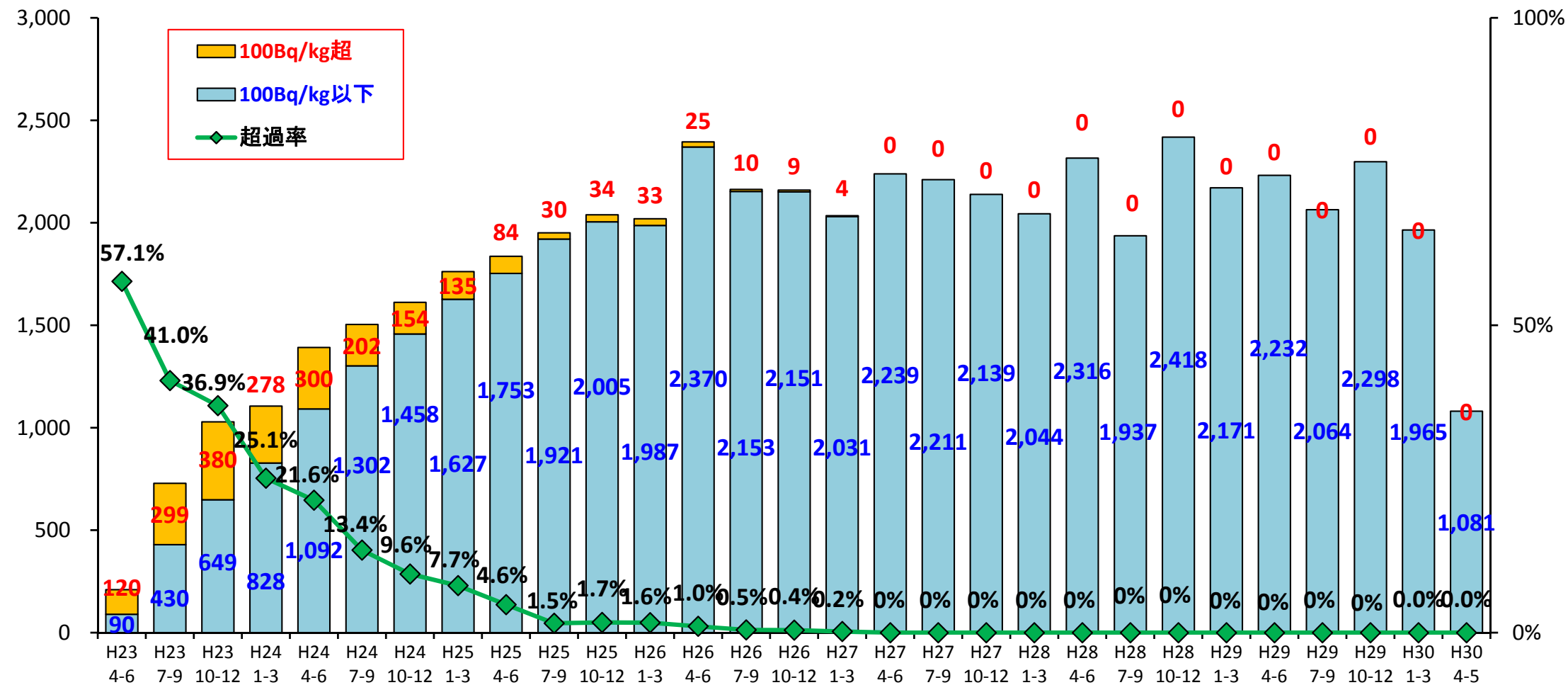
福島県における海産物の調査結果

平成30年5月31日現在

○ 福島県の海産物について、震災直後の平成23年4～6月は、基準値(100Bq/kg)を超える割合が57.1%であったが、その後は低下を続け、平成27年4月以降は0%。

(検体)

(超過率)

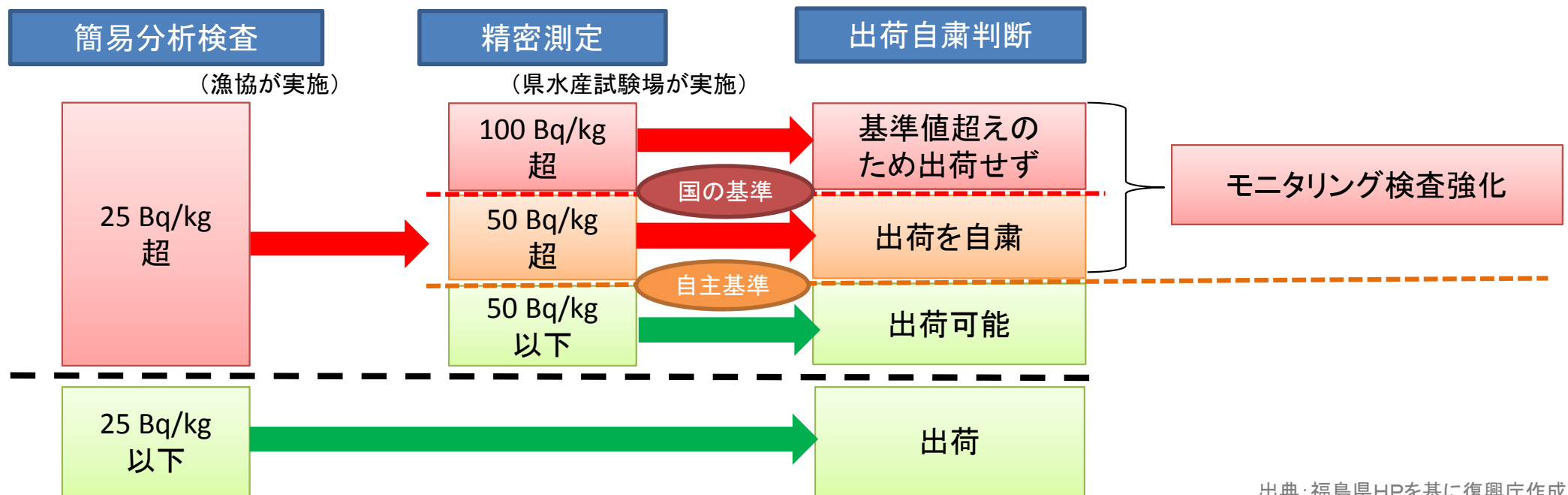


出典: 農林水産省資料から抜粋

福島県の実業物に関する自主検査

- 福島県では漁業の操業を自粛し、試験操業・販売*を実施。
- 基準値を超えたものは出荷を制限しており、消費者の手元に届く海産物の安全性は確保。
- 漁協が国の基準値よりも厳しい自主基準（50Bq/kg）に基づく自主的な検査を実施し、安全・安心に配慮。

*「試験操業・販売」：平成23年3月以降、操業自粛している中で、海産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている海域・魚種について、試験的に操業・販売を実施している。



出典：福島県HPを基に復興庁作成

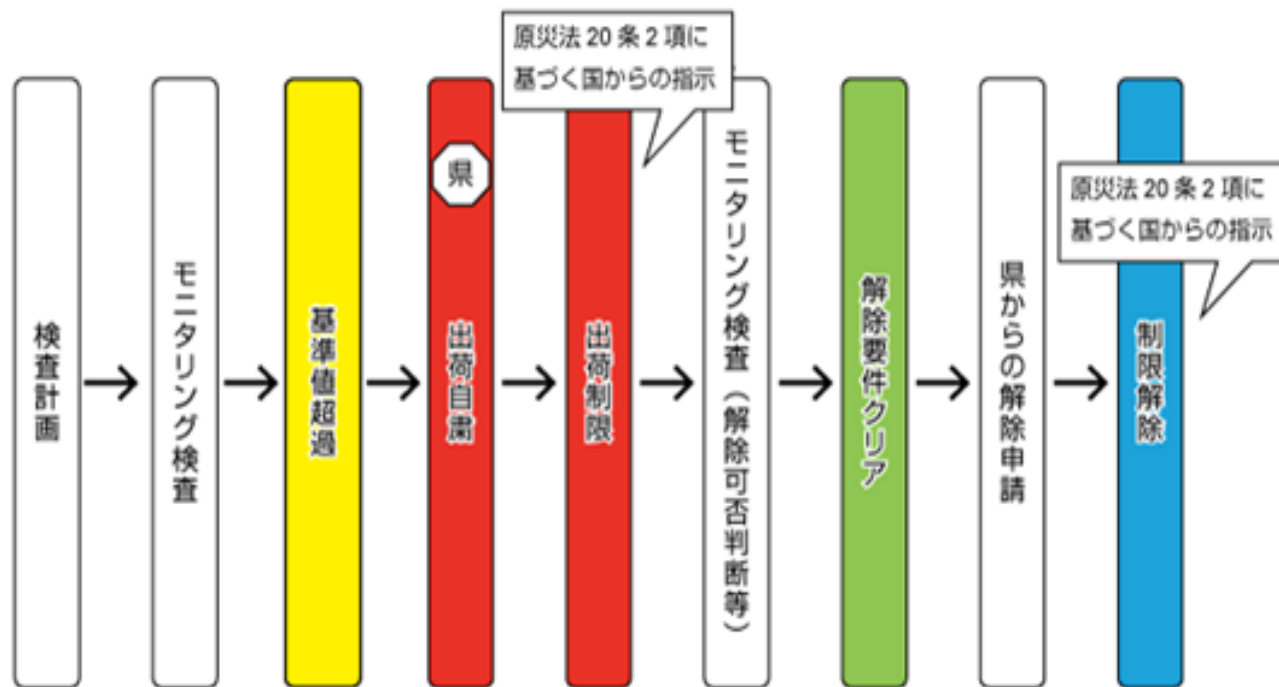
IAEAによるモニタリングへの評価 (IAEA報告書 (平成26年2月) より抜粋)

日本は2012年に、国民が受ける放射線量を国際基準レベルより少なくするため、食品の上限値としてセシウム134・137の合計で100ベクレルを採用した。これに応じ、日本は、海水及びフード・チェーンの食品について、包括的なモニタリングシステムを構築している。加えて、日本は国際基準に基づいた食品管理の基準値を導入している。この体系的なアプローチと、関係する地方自治体による出荷制限が、市場に流通する海産物の安全性を確保している。

出荷制限解除までの流れ

- モニタリング検査により、基準値を超過する農林水産物については、品目ごとに市町村単位で出荷を制限しており、市場に流通しないよう措置。
- 出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

モニタリングから制限解除までの流れ



根拠: 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部平成29年3月24日)

モニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、直ちに県から産出した市町村に出荷自粛を要請する。

その後、自粛要請した産地とその周辺地域で該当品目の追加検査を行い、国(原子力災害対策本部)が出荷制限の要否や対象区域の判断などを行う。

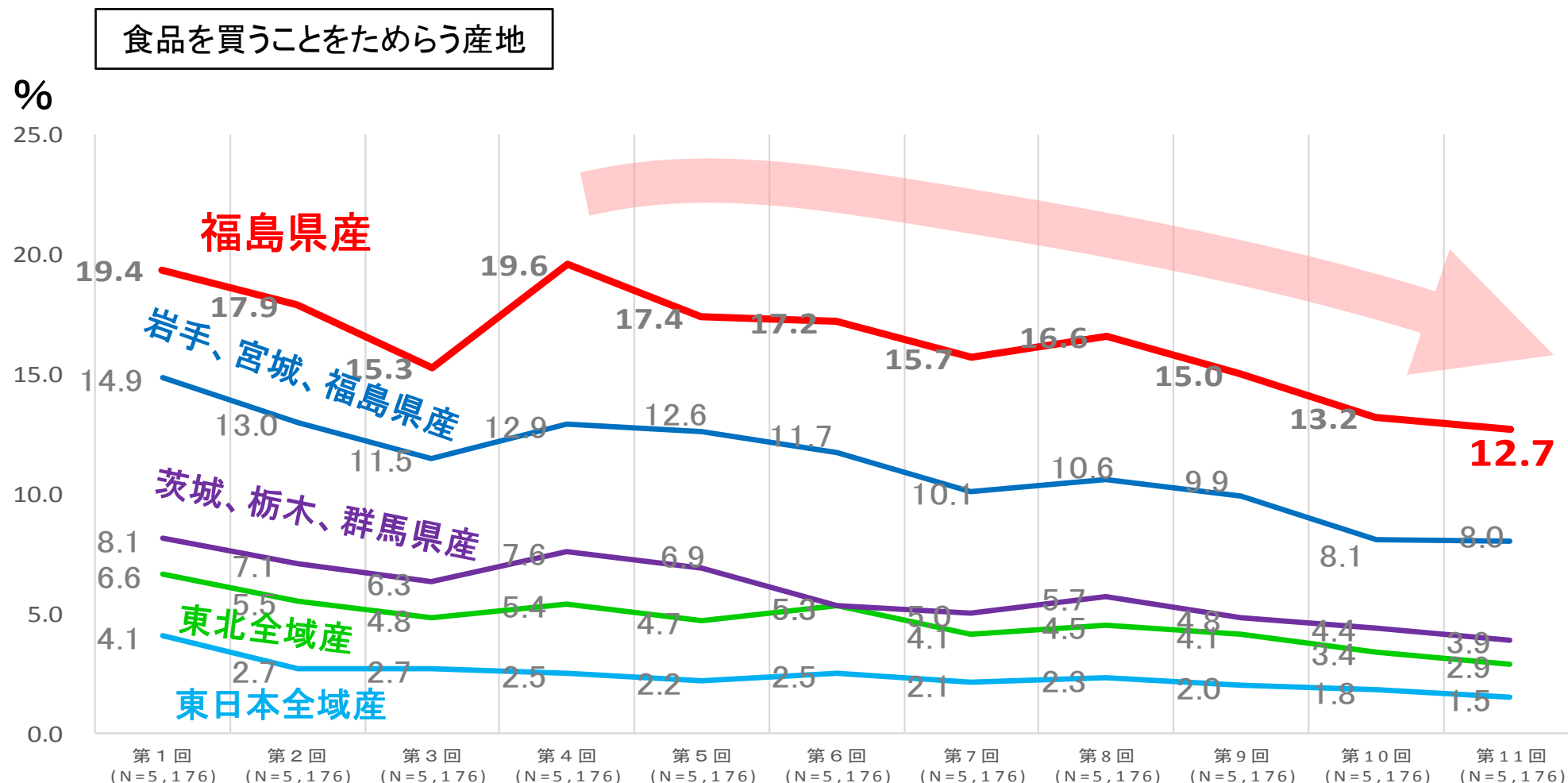
解除に向けては、たとえば野菜の場合、1市町村当たり3カ所以上の地点で放射性セシウムの検査を行うなど、品目ごとに決まった検査を行う。

出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

出典: 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部(平成29年3月24日)、福島復興ステーション/復興情報ポータルサイト

食品についての風評被害の現状（風評被害に関する消費者意識の実態調査（第11回））

- 消費者庁の調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。その割合は減少傾向かほぼ横ばい。
- 放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第11回調査（平成30年2月）では12.7%で、これまでで最少に。



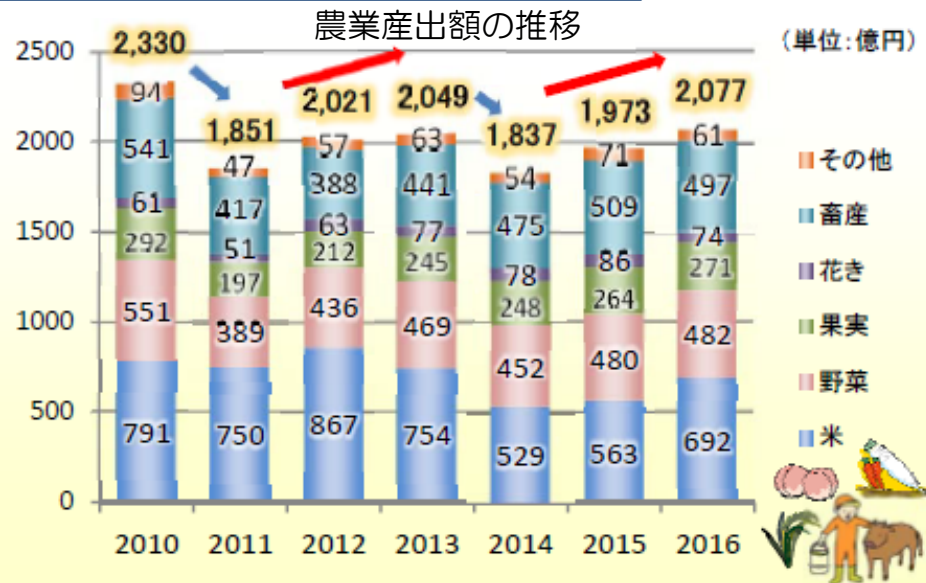
※ 全回答者(5,176人)のうち、放射性物質を理由に産地を気にする人が、購入をためらう産地として選択した産地の割合

出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第11回）」より抜粋

福島産の農林水産業の状況

- 農林水産業については、震災前に比べ産出額が減少している。福島県は、今後、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と「安全・安心」に向けたPR活動等を進めていく。

福島県の農業産出額等の推移

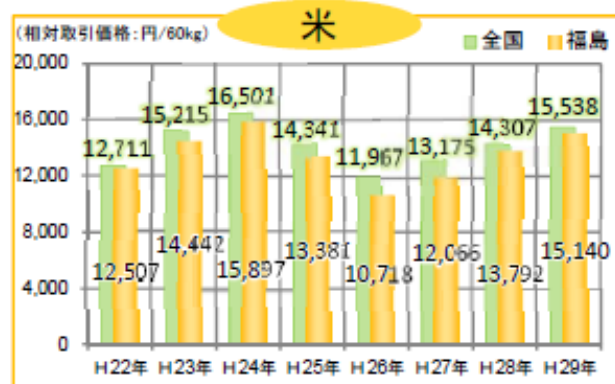


※ 平成28年の値は生産農業所得統計(第1報)による。

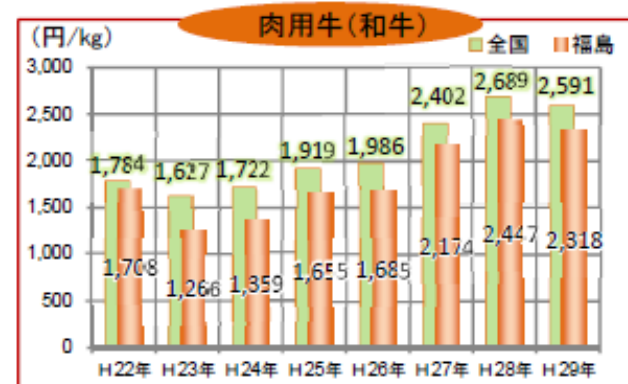
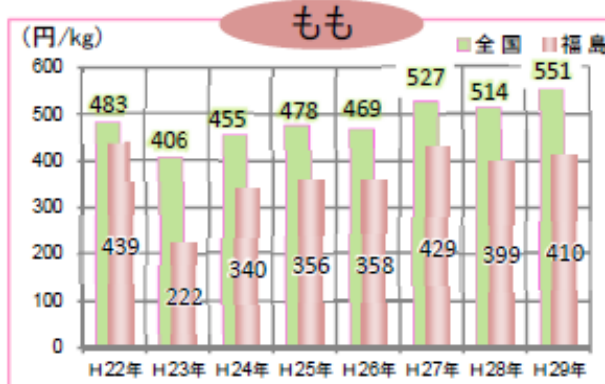
※ 項目毎の四捨五入により年計と年の各項目の総和は一致しない。

※ 米について、平成24年以降、作付面積、収穫量とも増加傾向にあるものの、平成26年・27年は全国的に米価が大きく下落し、福島県の米の産出額も大幅に減少した。

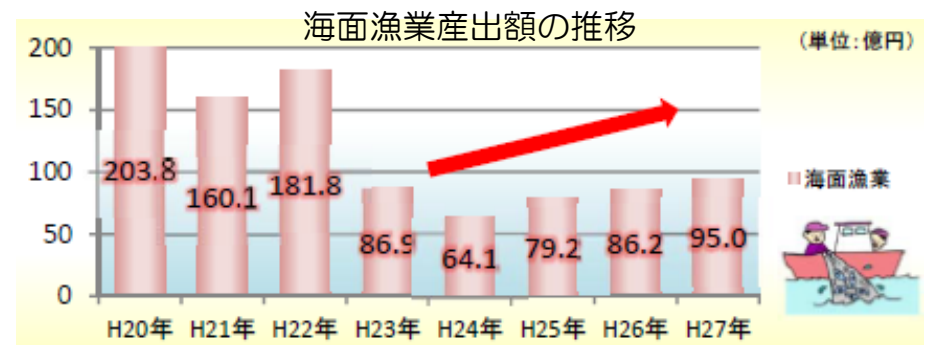
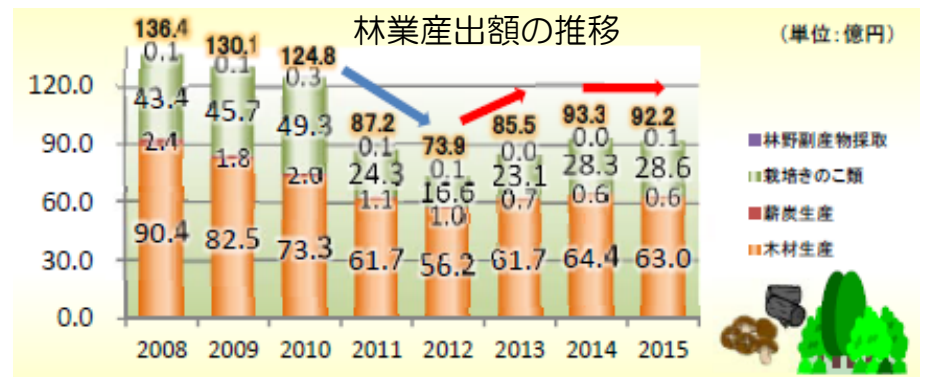
主な農産物価格(平均)の推移



※ H29年の価格はH30年1月までの数値に基づく暫定値
【出典】農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計



【出典】東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報



出典: 農林水産省生産農業所得統計、生産林業所得統計報告書、漁業生産額より作成

被災地産品の販路拡大等

- 平成30年5月現在において、「食べて応援しよう！」の趣旨に賛同して行われた、民間企業等による被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組の報告件数は累計1,586件。平成30年3月には、復興庁、農水省、経産省の連名で、産業界での福島県をはじめとする被災地産品の流通・販売促進や企業マルシェの開催等一層の協力を要請。
- テレビCM等のメディアを活用した広報や知事のトップセールス等による戦略的なPRを展開。平成29年11月に福島県が開催した食品流通関係者向けの商談会では、318件の個別商談を実施。
- 今後、関係省庁と連携して水産加工品の販路拡大、輸出促進に係る取組を更に推進。



大田市場における内堀知事のトップセールス
(平成29年7月、東京都)



「復興フォーラムin大阪」
福島現状や魅力の情報発信・展示販売・観光PRを行うイベントを開催
(平成29年6月11日・12日、大阪府)



福島県が食品流通関係者向けの商談会を開催
(平成29年11月、東京都)



英国ケンブリッジ公爵殿下をお招きした福島県産品を活用した歓迎夕食会
平成27年2月28日(福島県磐梯熱海温泉)

(写真提供:内閣広報室)

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成30年
5月8日現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール						6か国・地域
	6か国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ	米国(*1)	ブラジル	EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 オマーン バーレーン レバノン イスラエル	エジプト モロッコ コンゴ(民)	48か国・地域
	5か国・地域	1か国	1か国	33か国	5か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8) パキスタン(H29.10)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11) アルゼンチン(H29.12)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4) サウジアラビア(H29.11) トルコ(H30.2)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	27か国
	9か国	1か国	7か国	2か国	6か国	2か国	

81か国・地域

(* 1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(* 2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(* 3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(* 4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベルで規制緩和・撤廃を申し入れ。
 - 各国・地域毎の事情に応じ、在外公館から申し入れを実施。
 - 復興状況等の理解促進のためのPR事業や招聘事業等を実施。
- 今後も科学的根拠に基づく規制の撤廃・緩和を粘り強く働きかけていく。

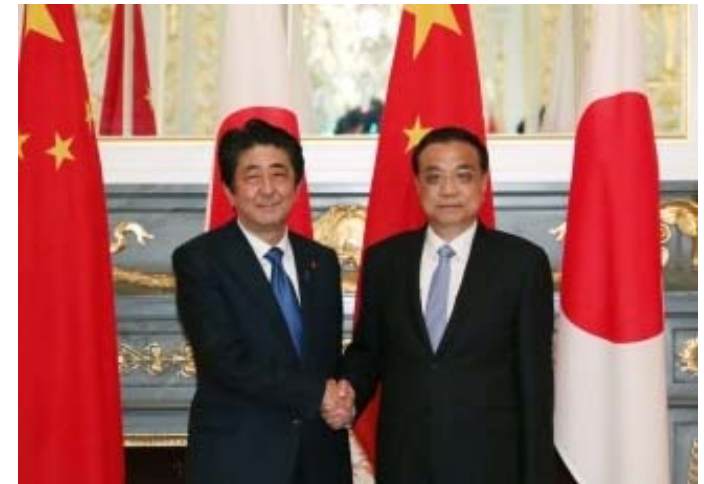
香港（平成30年3月）

河野外務大臣は、香港を訪問し、
キャリー・ラム行政長官に規制の撤廃を働きかけ。
→6月、香港政府は規制緩和案を立法会に提出。



中国（平成30年5月）

安倍総理と中国の李克強総理は、本件に関する
共同専門家グループを設立することで一致。



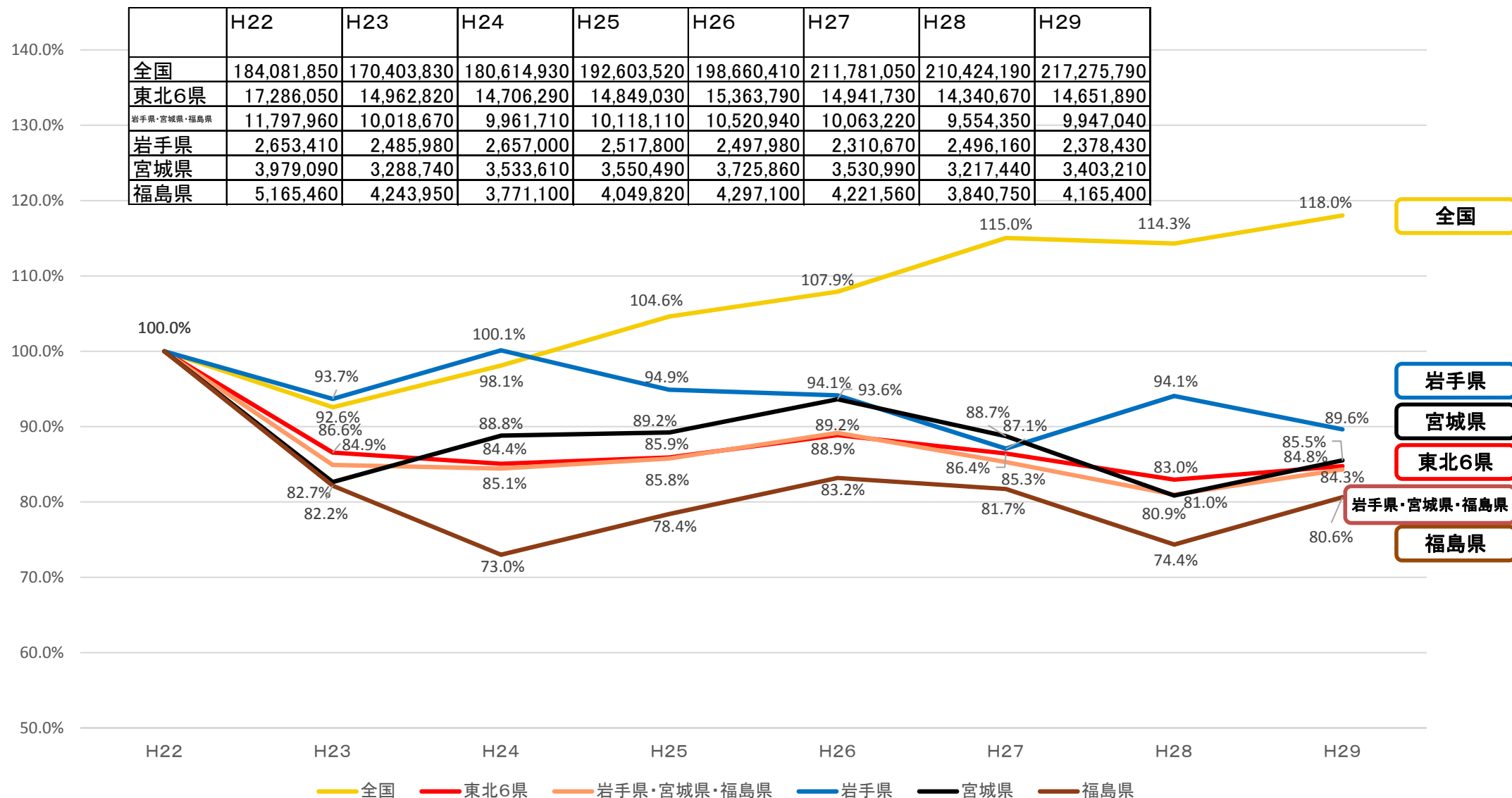
ロシア（平成30年3月）

堀井学外務大臣政務官とグロムイコ露農業次官との
会談の場にて日本産水産物の輸入停止の撤廃を要求。
→これに対し、先方より緩和の決定について表明。

4. 観光復興に関する取組

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で全国が118.0%まで伸びているのに対し、東北6県においては84.8%と厳しい状況が続いている。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

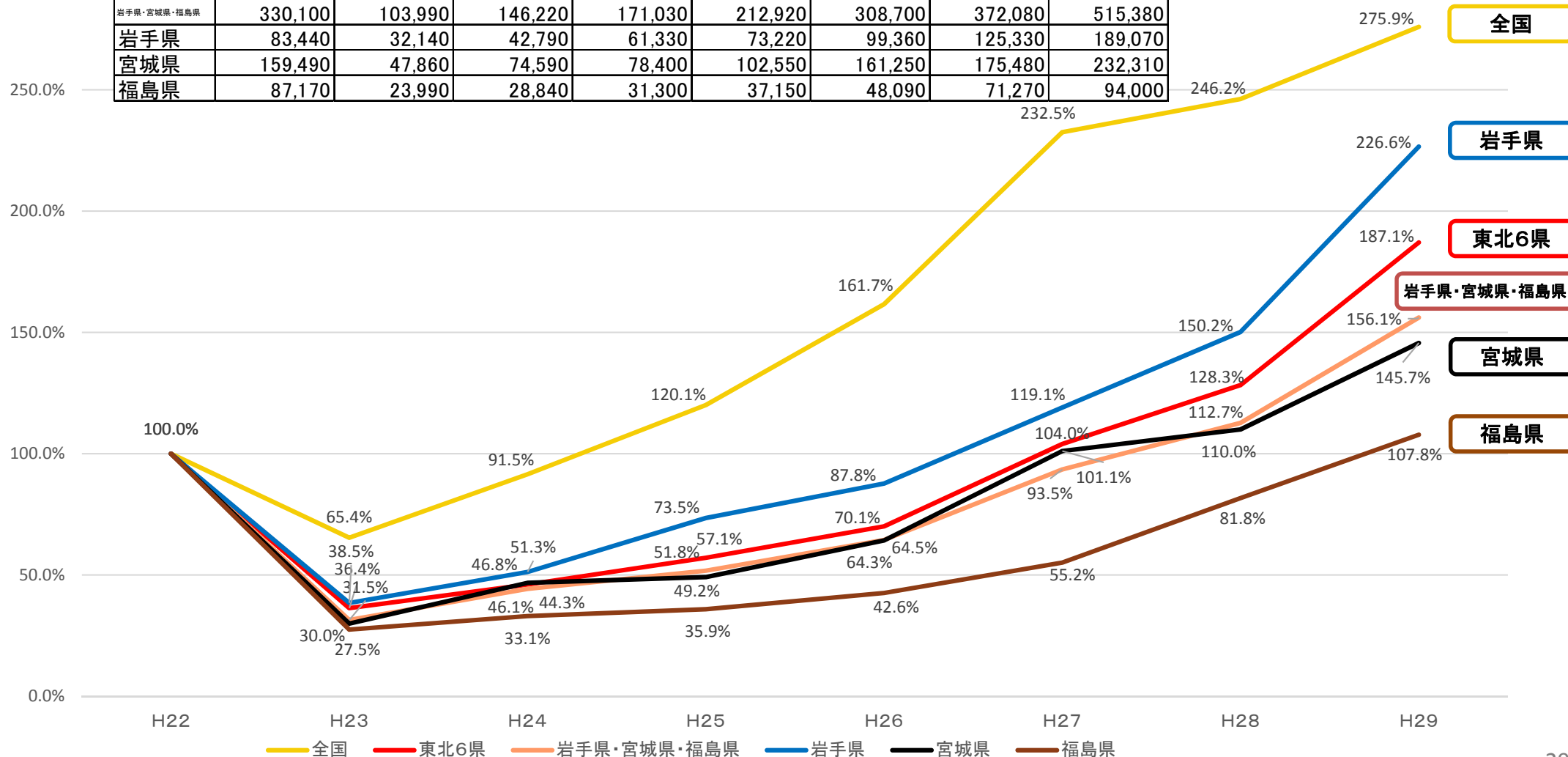
・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

海外からの来訪客

○ 震災後初めて、岩手・宮城・福島県の3県揃って震災前の水準まで回復した。

東北 3県における延べ外国人宿泊数(平成22年比)

(人泊)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	71,804,750
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430	945,580
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,080	515,380
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,330	189,070
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480	232,310
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	94,000

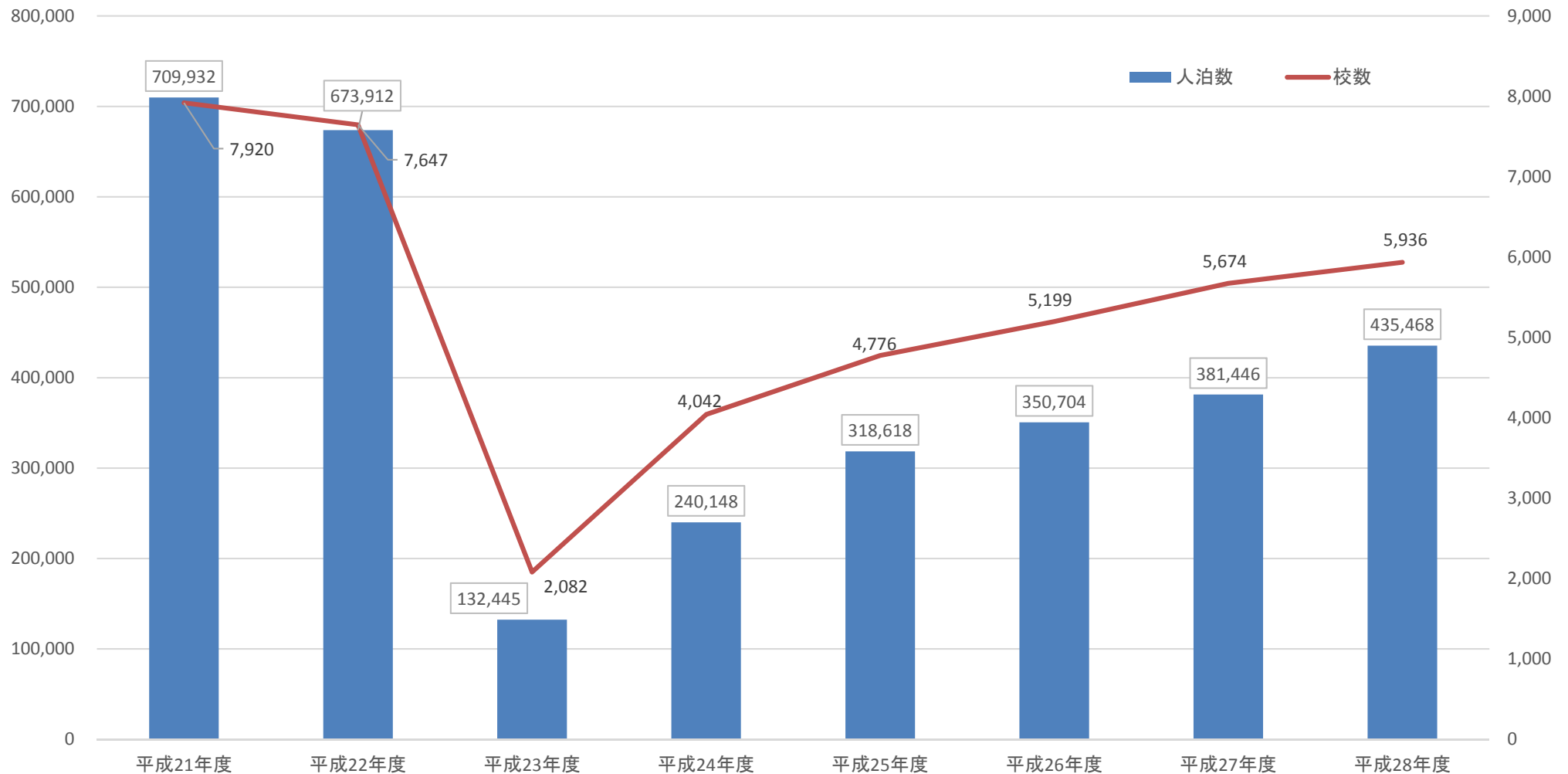


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

福島県教育旅行入込数推移

- 福島県ではこれまで延べ宿泊数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。
- 東日本大震災及び福島第一原発事故による風評被害などの影響で、平成23年度は約13万人と震災前の2割まで減少したが、平成28年度は約44万人と震災前の約6割ほどまで回復してきている。



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

出典: 福島県調べ

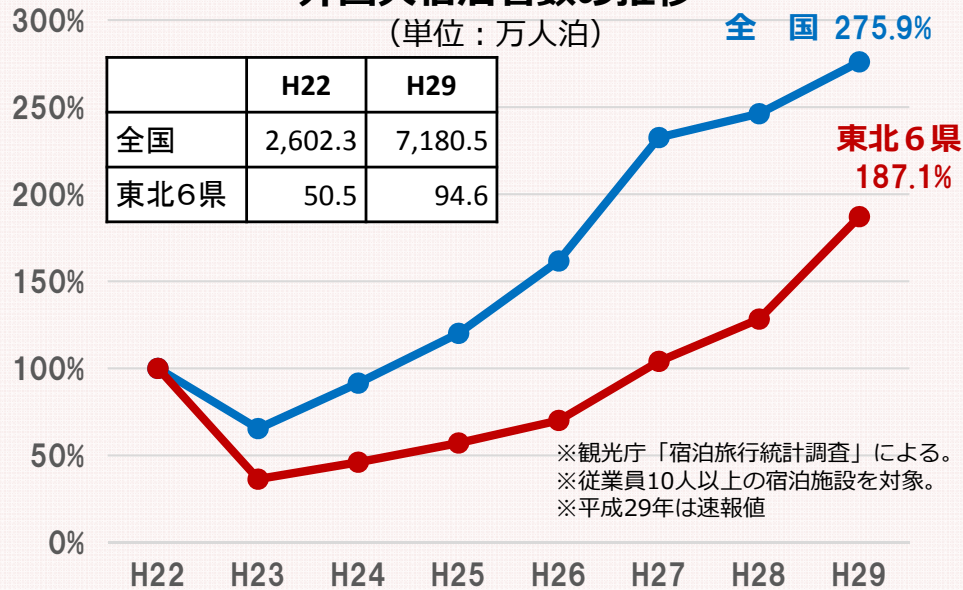
観光復興に向けた取組

- 東北は、全国的なインバウンド急増の流れから大幅な遅れ
- 「観光先進地・東北」を目指し、平成32年（2020年）に外国人宿泊者数を150万人泊とすることを目標に設定し、平成28年度より関連予算を大幅に増額
- 平成30年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興に向けた取組を加速化

東北のインバウンドの現状

外国人宿泊者数の推移

(単位：万人泊)



観光復興の成果（外国人宿泊者数）

- 平成29年(1月～12月)の対前年同期比
全国: +12.1% 東北6県: +45.8% 福島県: +31.9%
※観光庁「宿泊旅行統計調査」確報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。
※平成29年は速報値。

主な事業 (H30：50億円)

●東北観光復興対策交付金(観光庁)

(30予算：33億円)

- －地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
- －東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●東北観光復興プロモーション(観光庁)

(30予算：10億円)

- －全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●「新しい東北」交流拡大モデル事業（復興庁）

(30予算：4億円)

- －外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
- －平成30年度から、地域型を創設。復興局主導で、被災沿岸部等の事情に応じたビジネスモデル構築を目指す。

●福島県観光関連復興支援事業(観光庁)

(30予算：3億円)

- －福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援

福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。

【背景】

- 原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っている。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、観光復興は早期復興を促進するために非常に重要な役割。

【支援事業の内容】

- 国内観光振興に向けた取組
 - ・ 県内各地における観光コンテンツ磨き
 - ・ 観光アドバイザーの派遣
 - ・ 各地の受入体制向上のための人材育成等
- 教育旅行再生
 - ・ 関係者の招へい、モニターツアーの実施
 - ・ 教育旅行専門誌等を利用したプロモーション
 - ・ 教育旅行についての解説事例集を作成

【実施事業例（平成29年度）】

○観光地ブランド周遊観光推進事業



・日本酒ツーリズム増進事業
全国新酒鑑評会で、金賞受賞数が日本一に輝いた福島県の酒蔵について、スタンプラリーによって周遊の楽しさを付加した企画を展開。
⇒平成30年に史上初の6年連続日本一達成

○教育旅行再生事業



中高生を対象に被災地をフィールドに対話型で学ぶモニターツアーを実施。

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、平成29年に6県全てが初めて震災前の水準を超えたものの、全国の伸びには及ばない状況。

(参考) 外国人延べ宿泊者数 (平成22年⇒平成29年)

・全国：2,602万人⇒7,180万人 (+176%)、東北51万人⇒95万人 (+86%) ※従業員10人以上の宿泊施設を対象

- 訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する(H28年度に東北観光復興対策交付金を新たに設け、更に推進)。

観光地域づくり(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の取組体制を構築



地域資源の磨き上げ



インバウンド急増の効果を被災地にも波及



訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして集中的な訪日プロモーションを実施。



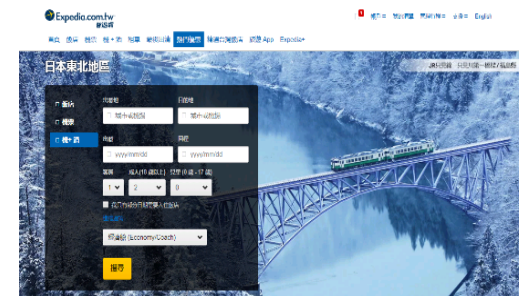
グローバルメディアを活用した情報発信



海外の著名人(インフルエンサー)を活用したSNSでの情報発信



商談会を活用した旅行会社の招請



オンライン旅行会社等と連携した送客促進

5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

汚染水対策の進捗と今後の見通し

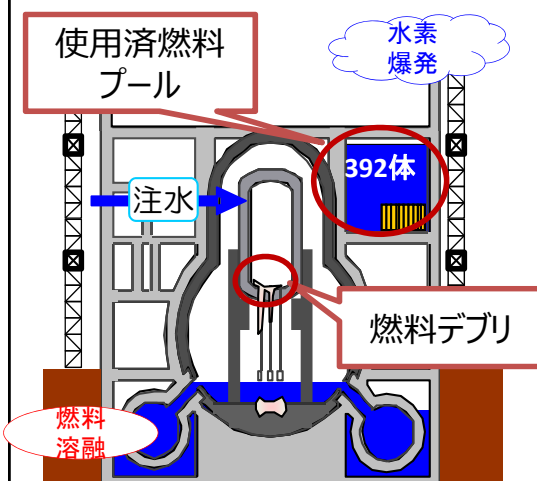
これまでの取組と成果（～2018年3月）			今後の見通し	
近づけない	地下水バイパス稼働 【2014.5～】 2018年3月まで約36万m³排水 サブドレン稼働 【2015.9～】 2018年3月まで約51万m³排水 サブドレン強化 【2016.10～】 浄化設備の2系列化・井戸の増強、処理容量の増加（900→1500m³/日）等		凍土壁とサブドレンの一体的運用 ・サブドレン強化（井戸の増強・復旧等） ・設備の確実な運用	
	敷地舗装（フェーシング） 【2018.3時点】 94%完了 凍土壁（陸側遮水壁） 2016.3 凍結開始, 2016.10 海側凍結完了, 2017.8 山側未凍結1箇所の凍結を開始 2018.3 深部の一部を除き完成、汚染水発生量を半減させる効果を確認		雨水対策の実施 ・排水路等地下構造物への対策 ・建屋屋根破損部からの流入対策 ・未舗装箇所の敷地舗装、カバー掛け等	
	建屋流入量 約400m ³ /日 (2011.6～2014.5)		→	約120～130m ³ /日 (2017.3 目標(100m ³ /日)水準概ね達成)
漏らさない	水ガラスによる地盤改良 【2014.3】 海側遮水壁閉合 【2015.10】 これに伴い地下水ドレンからの汲み上げを開始【2015.11】 溶接型タンクの増設 【2018.3時点】 溶接型タンクは約99万トン (総容量約108万トンの約9割)		タンク増設計画 新規増設やフランジ型タンクのリプレース等により、2020年末までに約137万トンの溶接型タンクを設置予定。 フランジ型タンクの処理 二重堰の設置などの漏えい防止策や側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等を実施し、2018年度まで使用を継続。	
	周辺海域の放射性物質濃度 ※南放水口付近のセシウム137の値		約1万Bq/L (2011.3) (月平均)	→ 検出限界値 (0.7Bq/L) 未満 (2018.3)
取り除く	タンク内汚染水の処理が概ね完了 【2015.5】 2～4号機海水配管トレンチ内汚染水処理が完了 【2015.12】		ALPS処理水の長期的取扱いの検討 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（2016.9設置）において、風評被害等の社会的観点も含めた総合的な検討を継続。	
	敷地境界の追加的な実効線量		約11mSv/年 (2012.3)	→ 1mSv/年未満 (2016.3達成)
建屋内滞留水処理	1号機タービン建屋を循環注水ラインから切り離し 【2016.3】 1号機タービン建屋内の床面露出 【2017.3】 1～3号機復水器内の高濃度汚染水抜き取り完了 【2017.12】		1・2号機間及び3・4号機間の連通部切り離し 【2018年内】 滞留水中の放射性物質 2014年度末の1/10程度 【2018年度内】	
	滞留水中の放射性物質		約6.4 × 10 ¹⁵ (2015.4)	→ 約3.2 × 10 ¹⁵ (2018.3) ※2014年度末の半減
			→	建屋内滞留水の処理完了 【2020年内】 ※原子炉建屋以外

福島第一原子力発電所 1～4号機の現状について

○1～3号機は安定状態を維持した上で、使用済み燃料プール内の燃料取り出しに向けた準備作業中（ガレキ撤去、除染、遮へい、取出用設備の設置等）

○事故時に溶けて固まった燃料（＝燃料デブリ）の取り出し方針を決定。今後、取り出しに向けた方法を検討。

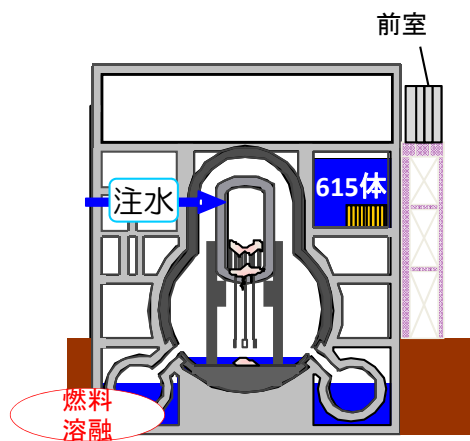
1号機



建屋上部のオペレーティングフロアのガレキ撤去開始【2018年1月】

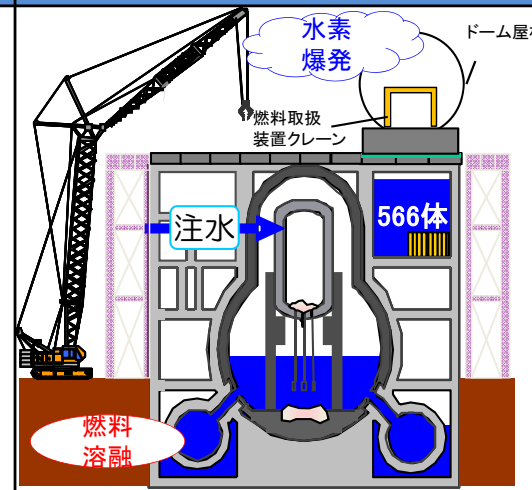
燃料取り出し開始：2023年度

2号機



建屋西側外壁の開口部の設置作業開始【2018年5月】

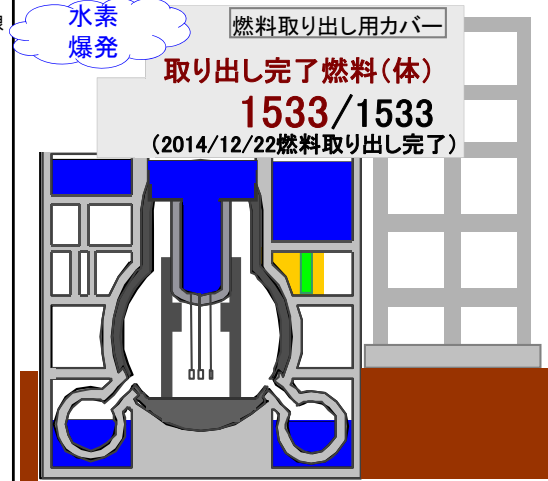
3号機



燃料取扱機・クレーンの試運転開始【2018年3月】

燃料取り出し開始：2018年度中頃

4号機



燃料取り出しは完了

燃料デブリはなし

いずれかの号機から燃料デブリ取り出し開始：2021年内

燃料デブリ取り出しに向けた炉内状況の把握について

○燃料デブリ取り出しに向けて、原子炉内の状況を把握するための調査を順次実施。

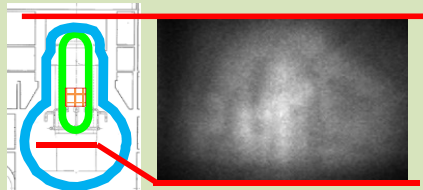
これまでに、1～3号機の各号機において、①透過力の強い宇宙線を利用した「透視」技術による調査、②内視鏡やロボット等による調査を実施し、線量・画像等の有用なデータを取得。

○こうした調査結果等を踏まえ、昨年9月末に、「燃料デブリ取り出し方針」を決定。

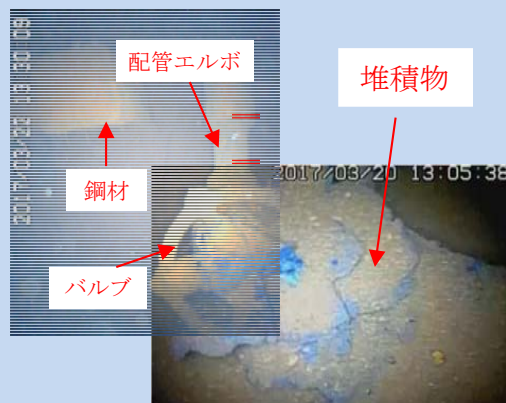
○今後も、燃料デブリ取り出しの開始に向けて、内部調査を継続的に実施。

1号機

- ✓ 圧力容器の炉心部には燃料なし(推定)

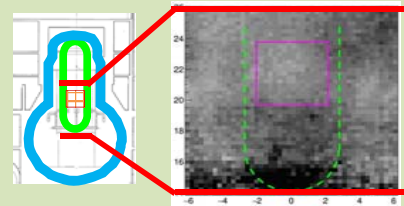


- ✓ 設備機器類の大きな損傷は確認されず
- ✓ 線量を計測
- ✓ 底部で堆積物、落下物を確認



2号機

- ✓ 圧力容器の底部に燃料あり(推定)



- ✓ 格納容器内部の状況を確認



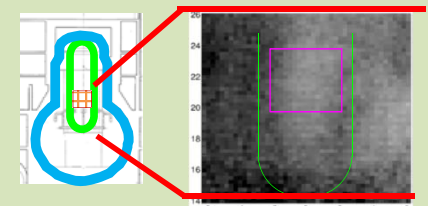
- ✓ 燃料デブリと思われる堆積物を確認

燃料を取り扱う
ハンドルと
思われる落下物



3号機

- ✓ 圧力容器の炉心部には燃料デブリの大きな塊はない(推定)



- ✓ 格納容器内の損傷を確認

- ✓ 燃料デブリの可能性があるもの(溶融物等)を確認



ペDESTラル
中央付近下部

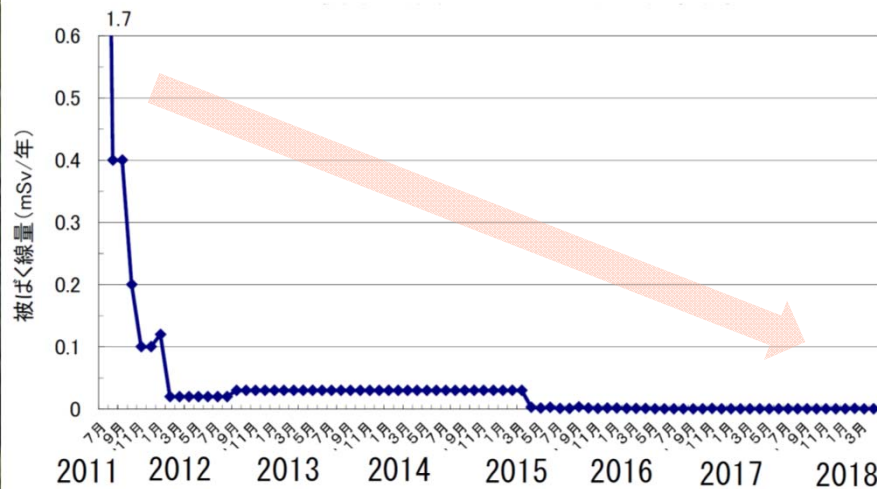


ペDESTラル内

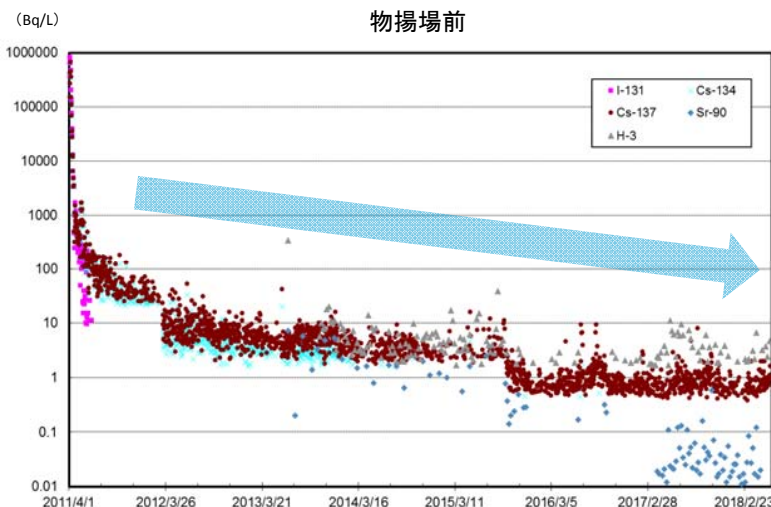
福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況

- 敷地境界における原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量及び周辺海域における放射性物質濃度は、事故直後から数カ月で劇的に低下。
- 現在では、敷地境界の追加的な実効線量は1mSv/年未満となり、周辺海域の放射性物質濃度は検出値未満となっている。

敷地境界上における大気中の線量
(原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量)

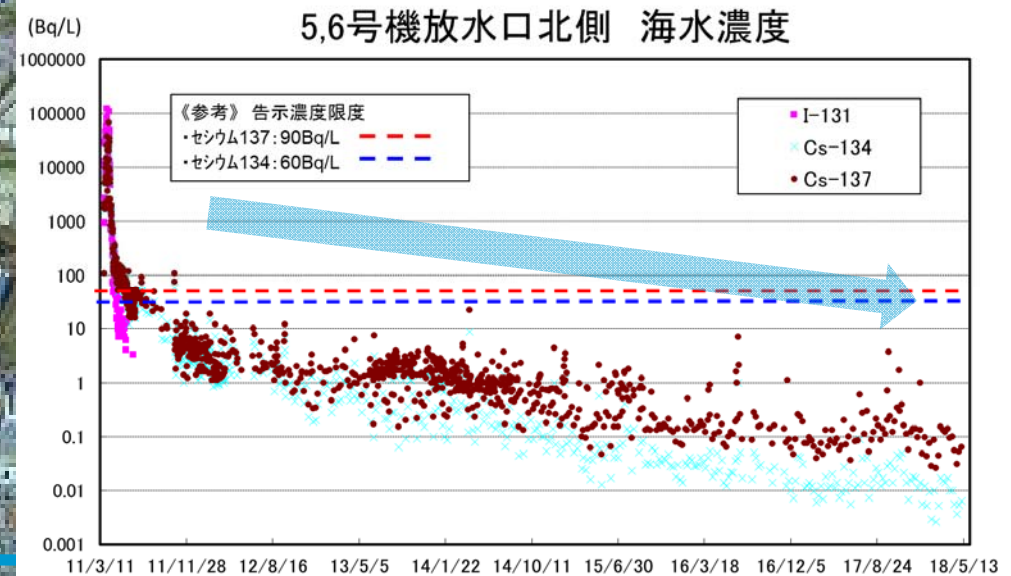


港湾内の放射性物質濃度 (港湾内)



敷地境界線

港湾外の放射性物質濃度 (港湾外)



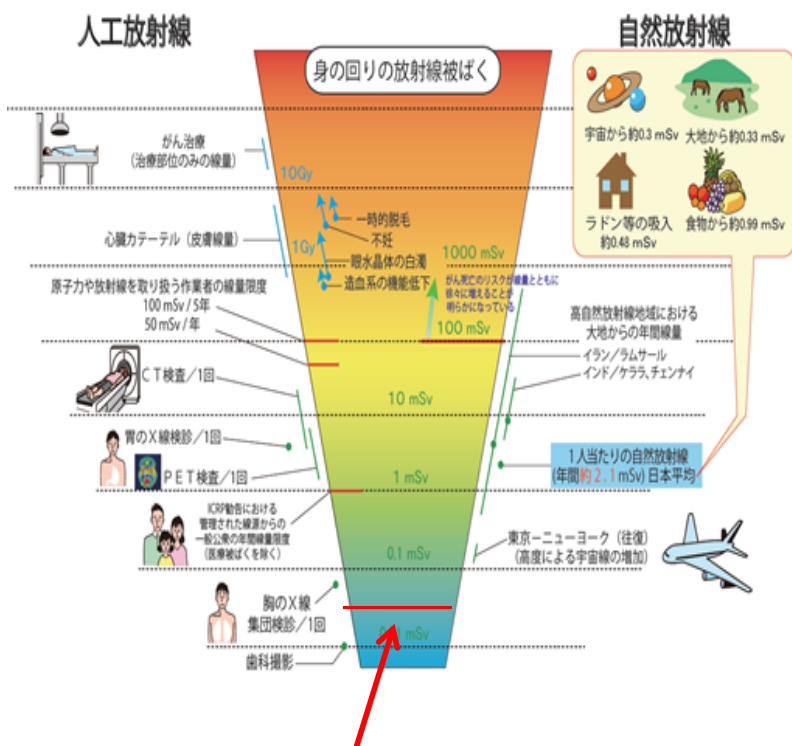
《参考》法令基準値

- ・セシウム134 (Cs-134) : 60Bq/L
- ・セシウム137 (Cs-137) : 90Bq/L
- ・ヨウ素(I-131) : 40Bq/L
- ・ストロンチウム (Sr-90) : 30Bq/L
- ・トリチウム (H-3) : 60,000Bq/L

福島第一原発エリア内の環境の改善

- バスによる視察（降車なし）であれば、平服で可能。一般的なコースであれば、視察時の被ばく線量は0.02mSv程度であり、歯科のX線検査2回分に相当。
- また、構内は除染や敷地舗装などにより、放射線量が低減。平成30年5月に、全面マスク着用や防護服の着用が不要な一般作業服エリアが構内の約96%まで拡大するなど、作業環境も大幅に改善。

＜被ばく線量の比較＞



視察時の被ばく線量
（目安）

出典：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

＜大型休憩所内の施設＞



● 食堂やローソン、シャワー室などが新たに設けられた

＜構内休憩スペースの変遷＞



仮設休憩所

大型休憩所
（2015.5～）

＜一般作業服着用可能エリア＞

■：線量が高く防護服等を必要とするエリア
■：線量が低く一般作業服で作業可能なエリア



■ 防護服 ■ 一般作業服 ■ 構内専用服

